

社会福祉法人アルムの森

ピッチャーの丘 安全計画

令和 8 年 1 月

安全計画【施設名称：ピッチャーの丘】

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 近隣公園散歩ルート確認 公用車両点検 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 雨の日（梅雨）の過ごし方、雨具の取扱い、片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 水遊び、プール、その他備品確認 異年齢の交流場面における安全確認・約束（夏休み） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 防災、非常用持ち出し袋点検 (避難訓練時) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 消防設備点検（放送設備、誘導灯等確認：斎藤防災設備） 台風時の対策（備蓄等）
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 異年齢の交流場面における安全確認・約束（冬休み） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 防災、非常用持ち出し袋点検 (避難訓練時) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内自主点検 (設備・備品等) 公用車両点検

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定期期	掲示・管理場所
運営規定	令和4年4月	都度	ピッチャーの丘 事務本部
ハラスマント防止規定	令和2年10月	都度	ピッチャーの丘 事務本部
感染対策指針	令和6年4月	都度	ピッチャーの丘 感染症委員会
感染症マニュアル	令和6年4月	都度	ピッチャーの丘 感染症委員会
感染症発症時における業務継続計画（BCP）	令和6年4月	年1回	ピッチャーの丘
自然災害時における業務継続計画（BCP）	令和6年4月	年1回	ピッチャーの丘
消防計画	令和5年3月	年1回	ピッチャーの丘 防火管理者
避難訓練実施確認（通報、消火、避難）	令和5年3月	年1回	ピッチャーの丘 防火管理者
非常災害対策計画	令和2年4月	都度	ピッチャーの丘 防火管理者
送迎用安全運転マニュアル	令和5年4月	都度	ピッチャーの丘 安全運転管理者
安全計画	令和6年1月	年1回	法人ホームページ
支援プログラム	令和6年12月	年1回	法人ホームページ
虐待防止及び身体拘束運営規定	令和4年4月	都度	ピッチャーの丘 虐待防止委員会
身体拘束適正化マニュアル	令和4年4月	都度	ピッチャーの丘 虐待防止委員会
苦情解決要項	平成17年4月	都度	ピッチャーの丘 事務本部
生産性向上研修計画	令和6年4月	年1回	ピッチャーの丘

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

通年	
6歳未満 (未就学)	①火事や地震の避難訓練を年2回実施し、災害に対する理解と避難場所まで職員と避難をする。 ②事業所内で交通安全教室を実施し、ルールや危険を認識し日々の支援に取り組む。 ③児童部屋から飛び出さない、走らない等日々の集団生活の場でルールを構築する。 ④感染症マニュアルを活用し、健康管理や衛生管理について指導を行いルールの構築を行う。（手洗い、うがい、予防）
6歳以上 (小、中、高)	①火事や地震の避難訓練を年2回実施し、災害に対する理解と避難場所まで職員と避難をする。 ②事業所内で交通安全教室を実施し、ルールや危険を認識し日々の支援に取り組む。 ③児童部屋から飛び出さない、走らない等日々の集団生活の場でルールを構築する。 ④感染症マニュアルを活用し、健康管理や衛生管理について指導を行いルールの構築を行う。（手洗い、うがい、予防）

(2) 保護者への説明・共有

通年
①安全計画及び、安全に関する取組の内容についてホームページに掲示し、取組内容の周知を図る。 ②季節の変わり目、気温の変化に応じた体調管理と水分補給、温度管理等の実施。 ③保護者面談時における利用者様のアレルギーの確認。又個人調査票による定期確認。 ④緊急連絡先の確認と把握を個人調査票にて年1回確認を行う。 ⑤食中毒や感染予防における手洗い、うがい、予防の習慣化。 ⑥身体拘束における必要性の有無について同意書のみならず、個別支援計画書、モニタリングにて定期的に説明の実施。 ⑦5領域に沿った個別支援計画書、モニタリング時に説明の実施。 ⑧その他ニーズに応じた個別面談や関係者会議の実施。

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月～9月
避難 訓練等 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・火災想定避難訓練。(119番通報) ・交通安全教室。 ・集団生活における日々の学習。(はじまりの会、ソーシャルスキルトレーニング、療育、運動、創作活動等) ・児童部屋から飛び出さない、走らない等日々の集団生活の場におけるルールの構築を図るために個別支援の実施。
その他 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢の交流時における約束。(春休み、夏休み) ・水遊び、プール活動時の約束。 ・必要に応じた事業継続計画の実施。(BCP) ・感染予防における手洗い、うがい、予防の習慣化。
月	10月～3月
避難 訓練等 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、火災想定避難訓練。(119番通報) ・交通安全教室。 ・集団生活における日々の学習。(はじまりの会、ソーシャルスキルトレーニング、療育、運動、創作活動等) ・児童部屋から飛び出さない、走らない等日々の集団生活の場におけるルールの構築を図るために個別支援の実施。
その他 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢の交流時における約束。(冬休み) ・必要に応じた事業継続計画の実施。(BCP) ・感染予防における手洗い、うがい、予防の習慣化。

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
避難訓練	当日出勤職員、利用予定の利用者様
交通安全教室	当日出勤職員、利用予定の利用者様
異年齢の交流時における約束	当日出勤職員、利用予定の利用者様
集団生活における日々の学習	当日出勤職員、利用予定の利用者様
感染予防の取り組み	当日出勤職員、当日利用予定の利用者様

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4月～9月
<ul style="list-style-type: none"> ・安全計画の周知、研修（管理者、児童発達支援管理責任者） ・身体拘束、虐待防止研修（虐待防止委員会） ・バス安全装置の取扱い、乗降チェック研修（採用時） ・感染症予防（感染症委員会） ・熱中症予防指導（看護） ・避難訓練（防火管理者） ・業務継続計画（BCP） ・内部・外部研修の参加とフィードバック（ピッチャーの丘職員） ・新規採用職員へOJTの実施 ・人材育成、質の向上を目的とした内部研修の立案、実施

10月～3月

- ・安全計画の周知、研修（管理者、児童発達支援管理責任者）
- ・身体拘束、虐待防止研修（虐待防止委員会）
- ・バス安全装置の取扱い、乗降チェック研修（採用時）
- ・感染症予防（感染症委員会）
- ・熱中症予防指導（看護）
- ・避難訓練（防火管理者）
- ・業務継続計画（BCP）
- ・内部・外部研修の参加とフィードバック（ピッチャーの丘職員）
- ・新規採用職員へOJTの実施
- ・人材育成、質の向上を目的とした内部研修の立案、実施

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

- ・千葉県や各市町村、自治体主催の外部研修。（虐待防止、感染症、防災、利用者支援等）
- ・千葉県防災対策講座。
- ・福祉協会主催の外部研修。
- ・千葉リハビリテーションセンター主催療育支援。
- ・その他、資格取得や人材育成に伴う研修。

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- ・スタッフ会議等で共有、振り返り、再発検討。（月1回）
- ・事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書作成。また必要に応じて千葉県、市役所に報告。
- ・必要に応じて朝のミーティング時やケース会議の開催。
- ・保護者への情報共有や検討。

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・消防署との連携。
- ・送迎時には安全装置だけに頼らず、「乗降チェック表」を用いて目視確認の実施。
- ・利用時間になっても来所されない利用者様御家族への電話連絡、状況確認の実施。
- ・利用キャンセル時の体調等の把握。
- ・近隣住民、関係者との連携。

附則　この安全計画は令和6年2月1日より施行する。

この安全計画は令和6年12月1日より施行する。

この安全計画は令和8年1月より施行する。